

○多賀城市民会館条例施行規則

昭和62年3月31日
多教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、多賀城市民会館条例(昭和61年多賀城市条例第22号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、市民会館(以下「会館」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成17年多教委規則3号・23年2号〕)

(休館日)

第2条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の規定による休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。
 - (2) 休日の翌日。ただし、土曜日及び日曜日に当たるときを除く。
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・6年5号〕)

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 教育委員会は、準備、練習等やむを得ない事情があり、かつ、会館運営上支障がないと認めた場合に限り、開館時間以外の使用について許可することができる。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年1号〕)

(使用期間)

第4条 会館は、同一人が引続き6日以上にわたって使用することができない。ただし、教育委員会が会館の管理上特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号〕)

(使用申請)

第5条 条例第3条第1項の規定により会館の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする初日の前12月から前7日までの期間内に使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この期間によらないことができる。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・18年7号・23年2号〕)

(使用許可)

第6条 教育委員会は、前条の申請を適当と認めるときは、使用許可書(様式第2号)により許可するものとする。

- 2 前項の規定による許可(以下「使用許可」という。)は、申請の順序により行い、2以上の者から同時に同一日時の使用許可申請があつたときは、当該申請者に協議又は抽選を行わせて決定するものとする。ただし、市が主催し、又は共催する行事のために使用する場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・4年3号・18年7号〕)

(使用者の遵守事項)

第7条 条例第4条第4号の規定に基づき、会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 入場人員は、収容定員を超えないこと。
- (2) 寄附の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと(第三者に行わせる場合を含む。)
- (3) 館内の秩序、風俗を乱すおそれがあると認められる者を入場させないこと。
- (4) 関係官庁への必要な届出等は、速やかに行うこと。
- (5) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (6) 使用許可を受けていない施設及び設備器具を使用しないこと。
- (7) 使用に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講じること。
- (8) その他教育委員会の指示に従うこと。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・11年2号・18年7号・23年2号〕)

(入退館の規制)

第8条 教育委員会は、前条第3号に規定する者又は教育委員会の指示に従わない者があるときは、入館

を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年2号〕)

(事前打合せ等)

第9条 使用者は、教育委員会と施設及び設備器具の使用法その他必要な事項について事前に打合せをしなければならない。

2 会館を演芸、音楽、舞踊その他これらに類する催物のために使用するときは、使用許可を受けた後、速やかにそのプログラム、配布物等を教育委員会に届け出なければならない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・18年7号〕)

(施設への立入り)

第10条 教育委員会は、会館の管理上必要があるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年2号〕)

(設備器具等使用料)

第11条 [条例別表第2号](#)の表の市長が定める額は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 [条例別表備考8](#)の市長が定める額は、[別表第2](#)のとおりとする。

(一部改正〔平成18年多教委規則7号・23年2号〕)

(使用料の納入)

第12条 使用料は、使用許可の際、納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(全部改正〔平成4年多教委規則3号〕、一部改正〔平成18年多教委規則7号・23年2号〕)

(使用料の返還)

第13条 [条例第6条第3項ただし書](#)に規定する特別の理由は、[次の各号](#)に掲げるとおりとし、返還する額は、既に納入された使用料(以下「既納使用料」という。)に[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、既納使用料に[条例別表第2号](#)の表に規定する設備器具使用料又は[条例別表備考8](#)に規定する冷暖房機の使用に係る加算額(以下「設備器具使用料等」という。)が含まれている場合は、理由にかかわらず、当該設備器具使用料等の全額を返還する。

(1) 公用又は管理上の都合により使用の許可が取り消された場合 10割

(2) 天災その他使用者の責めによらない理由により使用できない場合 10割

(3) 使用者が使用日の前7日までに使用の取消しを申し出た場合 5割

2 [前項](#)の規定による使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書([様式第3号](#))を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(全部改正〔平成18年多教委規則7号〕、一部改正〔平成23年多教委規則2号〕)

(使用料の減免)

第14条 [条例第7条](#)に規定する特別の理由は、[次の各号](#)に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 市が主催する行事に使用するとき 10割

(2) 教育長が認める団体が展示室を使用するとき 10割

(3) 教育長が認める団体が総会、役員会、研修会等の行事に使用するとき([前号](#)に掲げる場合を除く。) 5割

(4) 教育長が認める団体に加入している団体等が展示室、リハーサル室又は第1練習室から第3練習室までの各室を使用するとき 5割

(5) 教育長が認める団体に加入している団体等が、その事業のために使用するとき([前号](#)に掲げる場合を除く。) 5割

(6) 小ホールのホワイエを書画等の展示を目的として使用する場合であつて教育長が特に認めるとき 10割

(7) [前各号](#)に掲げる場合のほか、教育長が特に認める行事に使用するとき 5割

2 [前項](#)の規定にかかわらず、[同項各号\(第1号及び第6号\)](#)を除く。)に規定する行事又は事業の実施に際し入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の免除は行わない。

3 [第1項第4号](#)及び[第5号](#)の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ教育長に対し登録の申請をしなければならない。

4 [第1項第2号](#)、[第3号](#)、[第6号](#)及び[第7号](#)の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書([様式第4号](#))を使用許可申請書に添えて提出しなければならない。

(全部改正〔平成18年多教委規則7号〕、一部改正〔平成19年多教委規則6号・23年2号〕)

(き損等)

第15条 使用者は、会館の施設、設備又は器具等をき損又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年2号〕)

(使用終了の届出)

第16条 使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちにその旨を係員に届け出なければならない。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年2号〕)

(指定管理者による管理)

第17条 条例第9条第1項の規定により指定管理者に回項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第2条第2項及び第3条第1項の規定にかかわらず、当該指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、会館の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

2 条例第9条第1項の規定により指定管理者に回項各号に掲げる業務を行わせる場合における第3条第2項、第4条、第5条、第6条第1項、第7条から第10条まで及び第15条並びに様式第1号から様式第4号までの規定の適用については、第3条第2項、第4条、第5条、第6条第1項、第7条から第10条まで及び第15条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「多賀城市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号中「多賀城市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第4号中「多賀城市教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(追加〔平成23年多教委規則2号〕)

(利用料金の返還)

第18条 条例第11条第4項ただし書の規定による利用料金の返還については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第6条第3項ただし書」とあるのは「条例第11条第4項ただし書」と、「納入された使用料」とあるのは「納入された利用料金」と、「既納使用料」とあるのは「既納利用料金」と、「条例別表第2号の表に規定する設備器具使用料又は条例別表備考8に規定する冷暖房機の使用に係る加算額」とあるのは「条例別表第2号の表に規定する設備器具使用料又は条例別表備考8に規定する冷暖房機の使用に係る加算額の範囲内で指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める設備器具又は冷暖房機の使用に係る利用料金」と、「設備器具使用料等」を「設備器具利用料金等」と読み替えるものとする。

(追加〔平成23年多教委規則2号〕)

(利用料金の減免)

第19条 条例第11条第5項の規定により指定管理者が利用料金を免除することができるのは、次に掲げる場合に該当すると認めるときとする。

(1) 市が主催する行事に使用するとき。

(2) 教育長が認める団体が展示室を使用するとき。

(3) 教育長が認める団体が総会、役員会、研修会等の行事に使用するとき。(前号に掲げる場合を除く。)

(4) 教育長が認める団体に加入している団体等が展示室、リハーサル室又は第1練習室から第3練習室までの各室を使用するとき。

(5) 教育長が認める団体に加入している団体等が、その事業のために使用するとき。(前号に掲げる場合を除く。)

(6) 小ホールのホワイエを書画等の展示を目的として使用する場合であって指定管理者が特に認めたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に認める行事に使用するとき。

2 指定管理者は、条例11条第5項の規定による利用料金の免除をするときは、第14条の規定による使用料の免除の例により、利用料金の免除をするものとする。

(追加〔平成23年多教委規則2号〕)

(事業実施団体の指定)

第20条 教育委員会は、会館の事業を推進するため、文化の向上に寄与する事業を行う一の団体を指定し、当該事業を行わせることができる。

2 前項の規定により指定するときは、あらかじめ当該事業を行う者から事業実施計画書を提出させるものとする。

3 第1項の指定は、事業実施団体指定書を交付することにより行うものとする。

(一部改正〔平成元年多教委規則7号・23年2号〕)

(委任)

第21条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

(全部改正〔平成元年多教委規則7号・23年2号〕)

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月27日多教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月28日多教委規則第7号)

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成2年3月26日多教委規則第6号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年2月20日多教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月1日多教委規則第3号)

この規則は、平成5年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則(平成5年11月30日多教委規則第6号)

この規則は、平成5年12月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則(平成6年6月27日多教委規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成6年8月1日から施行する。

(一部改正〔平成6年多教委規則7号〕)

(経過措置)

2 この規則による改正後の多賀城市民会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成6年7月21日多教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月27日多教委規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年2月25日多教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日多教委規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日多教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月31日多教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の多賀城市民会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受けた使用に係る設備器具使用料及び冷暖房使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る設備器具使用料及び冷暖房使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月25日多教委規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第15条第1項第4号及び第6号並びに同条第4項(同条第1項第6号に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後にされる使用許可の申請に基づく使用料の減免について適用し、同日前にされた使用許可の申請に基づく使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月29日多教委規則第6号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日多教委規則第3号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する帳票類は、当分の間、必要な調整を行い、使用することができる。

附 則(平成23年2月22日多教委規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に残存する帳票類は、当分の間、必要な調整を行い使用することができる。

附 則(平成24年5月24日多教委規則第5号)

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年12月26日多教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の多賀城市民会館条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前までの許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年2月29日多教委規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月26日多教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の多賀城市民会館条例施行規則別表第1及び別表第2並びに第2条の規定による改正後の多賀城市公民館管理規則別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第11条関係)

(全部改正〔平成18年多教委規則1号〕、一部改正〔平成23年多教委規則2号・24年5号・25年3号・令和元年4号〕)

設備器具使用料

区分	品名	単位	金額	摘要	
舞台 設備 器具	大ホール	オーケストラピット	1式	6,800円	
		残響可変装置	1式	6,100円	
		音響反射板	1式	7,300円	
		可動プロセニアム装置	1式	1,600円	
		松羽目	1式	2,400円	
		竹羽目	1式	2,400円	
		演台(3点セット)	1式	800円	
		指揮者台	1台	200円	
		地がすり	1枚	400円	
		紗幕	1枚	400円	

	浅黄幕	1組	350円
	紅白幕	1組	350円
	振り竹	1式	350円
	国旗、市旗	1枚	200円
小ホール	音響反射板	1式	2,200円
	前舞台迫り	1式	4,500円
	可動椅子装置	1式	1,500円
	松羽目	1式	1,900円
	竹羽目	1式	1,900円
	演台(3点セット)	1式	750円
	指揮者台	1台	200円
	地がすり	1枚	350円
	紗幕	1枚	350円
	浅黄幕	1組	350円
	紅白幕	1組	350円
	振り竹	1式	350円
	国旗、市旗	1枚	200円
	所作台	1台	700円
花道用所作台	1台	800円	
花道用所作台(変型)	1台	800円	
化粧	1式	1,200円	
開丁場	1台	350円	
仮設鳥屋囀(揚幕共)	1式	950円	
平台	1台	300円	
開き足	1脚	150円	
箱足	1個	150円	
ひな段けこみ	1式	700円	
金びょうぶ	1双	2,600円	
銀びょうぶ	1双	2,600円	
大太鼓(台座、バチ付)	1式	1,100円	
人形立	1本	150円	
指揮者用譜面台	1台	200円	
奏者用譜面台	1台	150円	
譜面灯	1灯	150円	
コントラバス用椅子	1脚	200円	
めくり台	1台	150円	
緋毛せん(大)	1枚	200円	
緋毛せん(小)	1枚	150円	
司会者用台	1台	400円	
上敷ござ	1枚	350円	
長座布団	1枚	200円	
座布団	1枚	150円	
高座用座布団	1枚	200円	

	ロンリューム	1枚	150円	
	レーザーポインター	1台	400円	
	移動タワー	1台	700円	
	脚立(大)	1脚	300円	
	折りたたみ椅子	1脚	150円	
	机(長机)	1台	200円	
	表彰盆	1枚	200円	
映写 設備 器具	大 ホー ル	16ミリ・35ミリ兼用映写機	1台	7,500円
		スクリーン	1台	1,400円
	小 ホー ル	16ミリ専用映写機	1台	4,500円
		スクリーン	1台	700円
		スライド映写機	1台	800円
		モニター	1台	700円
		ビデオデッキ	1台	700円
		液晶ビジョン	1台	1,400円
		プロジェクター	1台	950円
音響 設備 器具	大 ホー ル	拡声装置	1式	3,700円
		ディレクションイコライザ	1台	500円
		デジタルエコー	1台	1,100円
		リバーブ	1台	400円
		DAT	1台	700円
		CDプレーヤー	1台	700円
		レコードプレーヤー卓	1台	800円
		ポータブルテープレコーダー	1台	500円
		ステージスピーカー	1台	1,400円
		フォールドバックスピーカー	1台	400円
		三点吊りマイク装置	1式	3,700円
		ポータブルミキサー	1台	1,400円
		マイクロホン(コンデンサー)	1本	700円
		マイクロホン(ダイナミック)	1本	500円
		マイクロホン(リボン)	1本	350円
		ワイヤレスマイクロホン	1本	700円
		マイクスタンド	1本	200円
		移動型モニタースピーカー	1台	400円
		エレベーターマイク装置	1本	1,100円
		カセットテープデッキ	1台	700円
	マルチボックス	1式	350円	
	小 ホー ル	拡声装置	1式	2,100円
		リバーブ	1台	350円
		ステージスピーカー	1台	700円
		フォールドバックスピーカー	1台	350円
		三点吊りマイク装置	1式	1,500円

照明 器具	大 ホー ル	マイクロホン(コンデンサー)	1本	700円
		マイクロホン(ダイナミック)	1本	500円
		ワイヤレスマイクロホン	1本	700円
		マイクスタンド	1本	200円
		DAT	1台	700円
		CDプレーヤー	1台	700円
		カセットテープデッキ	1台	700円
		レコードプレーヤー卓	1台	700円
	フットライト	1列	950円	
	花道フットライト	1列	400円	
	ロアホリゾンライト	1列	1,800円	
	トーメンタルスポットライト	1式	2,400円	
	天井反射板ライト	1式	3,000円	
	プロセニウムフライダクト	1列	400円	
	プロセニウムスポットライト	1台	350円	
	第1ボーダーライト	1列	700円	
	第2ボーダーライト	1列	700円	
	第1サスペンションフライダクト	1列	400円	
	第2サスペンションフライダクト	1列	400円	
	第3サスペンションフライダクト	1列	400円	
	サスペンションスポットライト	1列	3,000円	
	アッパーホリゾンライト	1列	1,600円	
	フロントサイドスポットライト	1式	2,100円	
	フロントサイドフォロースポットライト	1台	350円	
	コンダクタースポットライト	1式	350円	
	シーリングスポットライト	1式	1,400円	
	シーリングフォロースポットライト	1式	700円	
	センターフォローピンスポットライト	1台	2,100円	
	タワースタンド	1基	400円	
	タワースポットライト	1式	400円	
	小 ホー ル	フットライト	1列	700円
	ロアホリゾンライト	1列	1,200円	
	ボーダーライト	1列	400円	
第1サスペンションフライダクト	1列	200円		
第2サスペンションフライダクト	1列	200円		
サスペンションスポットライト	1列	800円		
アッパーホリゾンライト	1列	950円		
天井反射板ライト	1式	800円		
シーリングスポットライト	1列	950円		
フォローピンスポットライト	1台	350円		
スポットライト(1Kw)	1台	200円		
スポットライト(0.5Kw)	1台	150円		
フットスポットライト	1台	200円		

	ストリップライト(1.2Kw)	1台	200円	
	ストリップライト(0.6Kw)	1台	150円	
	プロジェクタースポット	1台	700円	
	エフェクトマシーン	1台	700円	
	リニアエフェクト	1台	350円	
	リップルマシン	1台	350円	
	芯なしマシン	1台	350円	
	ファイアーマシン	1台	500円	
	オーロラマシン	1台	400円	
	先玉	1個	200円	
	ミラーボール	1台	400円	
	スポックス	1台	200円	
	スタンド	1台	150円	
	ハイスタンド	1台	200円	
	丸台ベース	1台	150円	
	ストロボ	1台	200円	
	スピナー	1台	1,900円	
	パーライト	1台	300円	
	ミニパーライト	1台	200円	
	カッターライト	1台	400円	
	ACライト	1組	350円	
	カラーフィルター	1枚	実費	
楽器 設備 器具	ピアノ(スタンウェイ)	1台	15,400円	
	ピアノ(カワイグランドEX)	1台	7,500円	
	ピアノ(ヤマハグランドCFⅢ)	1台	7,500円	
	ピアノ(カワイグランドRX—A)	1台	3,000円	
	ピアノ(ヤマハグランドC3A)	1台	1,400円	
	ピアノ(ヤマハアップライトU10A)	1台	400円	
その 他の 設備	展示パネル(自立型)	1枚	300円	
	机(長机)	1台	200円	展示室以外で使用する 場合に限る。
	椅子(折りたたみ椅子)	1脚	150円	展示室以外で使用する 場合に限る。
	消耗品費	1品	実費	
	特殊電源装置	1Kw	実費	
	持込設備	1Kw	実費	

備考

- 1 舞台設備器具、映写設備器具、音響設備器具、照明設備器具及び楽器設備器具の使用料は午前、午後、夜間の区分ごとに計算した額とし、その他の設備器具の使用料は1日を1区分として計算した額とする。
- 2 音響設備器具、照明設備器具等を使用した場合には、この表に定める使用料に消費電力量の実費相当額を加算する。
- 3 商品の宣伝、物品の販売その他営業行為とみなされる目的で使用するその他の設備器具の使用料は、実費を徴収するものを除き、この表に定める使用料の100分の200に相当する額とする。

別表第2(第11条関係)

(全部改正〔平成18年多教委規則1号〕、一部改正〔平成18年多教委規則7号・23年2号・25年3号・令和元年4号〕)

冷暖房機を使用するときの加算額

区分	冷房(1時間当たり)	暖房(1時間当たり)
大ホール	5,400円	3,600円
小ホール	1,800円	950円
展示室	400円	350円
リハーサル室	350円	200円
第1楽屋	150円	150円
第2楽屋	150円	150円
第3楽屋	150円	150円
第4楽屋	150円	150円
第1練習室	200円	350円
第2練習室	200円	350円
第3練習室	200円	350円

備考

冷暖房機を使用する時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

様式第1号(第5条関係)

(全部改正〔平成28年多教委規則4号〕)

多賀城市民会館使用許可書

使用者 住所	年月日
氏名	
電話	
代表者 住所	
氏名	
電話	
多賀城市教育委員会	

次のとおり許可する。

使用年月日 明細状態	施設 使用内容	基本料金

【理由】		

